

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 1 8 号	令和5年度宝塚市病院事業会計予算	可決 (賛成多数)	3月8日
議案第 2 1 号	宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 2 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 3 号	宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 2 4 号	宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 3 1 号	工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の締結について	可決 (全員一致)	
議案第 3 3 号	権利の放棄について	可決 (全員一致)	
議案第 4 3 号	令和4年度宝塚市病院事業会計補正予算（第5号）	可決 (全員一致)	

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第18号 令和5年度宝塚市病院事業会計予算

議案の概要

令和5年度病院事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの。

（令和5年度予算の概要）

外来患者数 延べ22万500人

1日当たり900人

入院患者数 延べ11万5,290人

1日当たり315人

収益的収支 収入総額 140億7,628万9千円

支出総額 140億7,533万5千円

収支差引 95万4千円の黒字

資本的収支 収入総額 8億904万8千円

支出総額 18億6,239万円

収支差引 10億5,334万2千円の不足

過年度分損益勘定留保資金等で補てん

論点 1 医療体制について

<質疑の概要>

問1 令和5年度に勤怠管理システムを導入するが、労働環境改善の見通しは。新型コロナで医療現場は大変だが、看護師等は足りているのか。

答1 勤怠管理システム導入により本人も上司もリアルタイムで超過勤務時間の実績が確認でき、月半ばでの業務調整も可能となる。毎月の報告作業も軽減し、ワーク・ライフ・バランスの向上につながると思う。新型コロナによる現場の負担は大きいですが、昨年より夕方から深夜にかけて看護補助者を入れ、夕食の配膳や風呂掃除など看護師でなくてもできる仕事を任せ、看護師の負担軽減を図っている。

問2 新規入院患者獲得に向けた取組として市内の医療機関からのWeb予約システムが導入されたが、その進捗度は。

答2 Web予約システムは昨年度からスタートしたが、全てをWeb予約で対応するわけではなく、今までのファクス予約と並行しながら、Web予約の割合を広げていこうとしている。まず、各診療科でWebの診療予約枠を確保し、広げていく。

問3 新型コロナの入院患者の受入病床を現在14床確保しているとのことだが、5類

感染症に移行した後も、方針としてはそのまま 14 床を確保していくのか。

答 3 先月、新型コロナ入院患者の受入病床は当面確保し、1 年以内の廃止を目指すという国の方向性が示されている。14 床は最大の状態で、兵庫県のフェーズが下がれば市立病院の受入病床数は 8 床になる。県から 5 類移行後の確保病床数がまだ示されていないので病床数は不明だが、一定数は確保しておくことになる。

問 4 コロナ禍や様々な災害も想定される中で、公立病院として果たすべき役割は明確だが、医師、看護師、事務職員等、全職員でその認識は共有されているか。

答 4 先日久しぶりにトリアージ訓練を行った。南海トラフ地震が発生すれば当院は災害拠点病院となるため、市内・市外から搬送される多くの患者のトリアージに対応する。各職種で発生する問題点を認識し、公立病院としての使命を再度理解しながら、新型コロナ対応や一般の救急診療にも対応していく。

論 点 2 病院経営について

<質疑の概要>

問 1 市が兵庫医科大学病院と連携協定を締結したことによる効果は。

答 1 これまでも兵庫医科大学病院と連携し医師に市立病院へ赴任してもらってきたが、現在、兵庫医科大学病院の事務方の有能な人物に令和 5 年 4 月から市立病院の事務方のトップとして来てもらう話を進めている。地域連携室長や医事課長を歴任してきた人で、地域連携の押さえとして活躍してもらおう考えである。

問 2 国から策定が義務づけられている市立病院経営強化プランを都市経営会議へ提出する期限は本年度末で、経営強化プラン等策定業務委託の仕様書では新病院建設に係る項目について敷地調査の結果を踏まえ経営強化プランに盛り込むとあるが、昨年の総務常任委員会における当該業務委託の説明資料では経営強化プランも敷地調査結果も同時期に都市経営会議に報告するとされていたのではないか。

答 2 経営強化では、敷地調査の結果を踏まえて市立病院の建て替えについても決定することとしている。そのため、経営強化プランには敷地調査の内容を一部抜粋して盛り込むが、委託業務としては、経営強化プランと敷地調査結果は別の成果品として提出を求めていることから、それぞれを同時期に都市経営会議に諮ることとしている。

問 3 これまで新型コロナ患者受入れに対しての補助金が国から入り、また市の一般会計からの繰入れもあって表面的には病院事業会計は大幅な黒字だが、令和 5 年度からは新型コロナが 5 類感染症になり補助金もなくなる。令和 5 年度予算で設定した、一人一日入院単価 7 万円、一日平均入院患者数 315 人というのは本当に達成できるのか、非常に危惧するが。

答3 経営黒字化は至上命題。できるだけ早く全病床を運用し、必要な看護師数をそろえ、新型コロナの補助金がなくても経営黒字化が達成できるよう、総力を挙げて取り組んでいく。

問4 できるだけ早い建て替えが必要だが、近隣市に比べ本市は判断が遅れている。そのため、令和8年度までに必要な改修費用だけでも10億円を超え、市民に大きな負担となる。令和3年度決算後の資金不足等解消計画で示された建て替え費用が約262億円、市立病院が目指す病院像で示された開院時に確保が必要な経営資金が約27億円という前提に対し、年間3～5億円の純利益を積み上げ確保していくという答弁が代表質問であったが、今回の予算案は数字がかなり乖離しているのでは。

答4 少なくとも七、八年は現施設を維持するため、特に東病棟の配水管工事は必要。できるだけ工事費用を縮小しながら病院にとって影響のない範囲で工事を進め、経営損失も少なくして、黒字になる経営基盤をつくり、取り組んでいきたい。

問5 新型コロナの5類感染症への引下げが病院事業会計の収支に与える影響を、どの程度検討しているのか。

答5 5類感染症になったときに新型コロナの病床確保補助金はどうなるのか、まだ示されておらず、今後も続くのか非常に不透明だが、もう1年続くということはないと思っている。補助金がなくなったときは、全ての病床を運用し、早く通常の状態に戻していきたい。新型コロナ感染が発生した場合はそれに対応できる人的配置も行うが、今は速やかに通常の状態に戻して、これまで滞っていた救急医療の対応や本来の急性期病院の役割を果たしていきたい。

自由討議 なし

討論

(反対討論)

討論1 今回の令和5年度予算は昨年6月に市立病院が目指す病院像を示した後の初めての予算で、大変意義が大きい。その中で、2点、どうかと思う部分がある。

一つは、今回の予算で設定されている315人という一日平均入院患者数で、令和4年度の実績は255人程度、それにプラス60人ということになる。目標値であるという答弁もあったが、予算は決して目標値で立てるものではない。達成しなかったときに残念でしたと終わるのでは大変不信に思う。

もう一つは、老朽化した建物の大規模改修などに関して、新病院開院までに27億円の運営資金を確保する前提で始められていて、そのために純利益を積み上げるといふことだが、今回の予算には全く反映されていない。しかも令和6年度は改修費が大きくなり、そのための入院休止などの損失が大きく見込まれ

る中、今後のことを考えると、とても今回の令和5年度予算が覚悟を持った抜本的な改革を行う第1弾であるとは考えられない。そのため、反対する。

(賛成討論)

討論2 コロナ禍により、国も公立病院の重要性を認めざるを得なくなっている。やはり、国民の命を守るために果たす役割が重要視されている。各自治体において地域に必要な病院を存続させることができるよう支援する方針が国でも示されており、まずはそれに期待したい。

物価高騰や建て替え問題という様々な課題を抱えて、現在の老朽化にも対応していかざるを得ない大変な状況が続いているが、やはり公立病院としての役割を果たしていくという点では一定反映された予算と理解する。

予算を認めないとすると、公立病院としてどう役割を果たしていくのかという大本の議論にもなってくる。各委員から指摘されている様々な課題は十分検討した上で、令和5年度の病院事業を運営し、何より新型コロナ対策、救急医療を大切にして、市民の命と健康を守るため、さらなる拡充を求めていきたい。

審査結果 可決（賛成多数 賛成5人、反対1人）

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第21号 宝塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案の概要
健康保険法施行令の改正により、本年4月1日から出産育児一時金の支給額が引き上げられることに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 出産育児一時金が8万円増額されることは評価されるべきものだが、直接出産に要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用というのは、実態としてどれくらいの費用がかかるのか。
答1 国の示す資料では全国平均で大体47万円ということだが、都市部ではもう少し高いという情報もある。ただし、それは分娩にかかる費用で、その前後の健診費用となるともう少しかかってくると思われる。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名
議案第22号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案の概要
こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う所要の整備を行うため、関係条例の一部を改正しようとするもの。
論 点 なし
<質疑の概要>
問1 条例の一部改正により、市民の安心・安全性や利便性にどのような影響があるのか。
答1 こども家庭庁を設置することに伴い、本市の条例が引用している法律の文言が変わったものに対応した条例改正であり、これによって市民に直接影響があるものではない。
自由討議 なし
討 論 なし
審査結果 可決（全員一致）

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第23号 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴う所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 条例項目の新設により、市民の安心・安全性や利便性にどのような影響があるのか。</p> <p>答1 新設項目としては、諸記録の作成、保存等が電磁的記録により対応できるようになるというもので、事業者の業務負担軽減のため、紙で行われていたものを電磁的記録でできるようにするという趣旨である。これをもって、市民に直接、影響があるというものではない。</p> <p>また、懲戒権の濫用禁止という項目が条例の中にあっただが、その根拠となっていた民法が児童虐待防止の観点から改正され、親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことからその項目を削除する。児童虐待防止の取組強化ということでは市民に一定の効果はあるかもしれないが、特段この条例改正で改めて市民に大きな影響があるという内容ではない。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第24号 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p>
<p>議案の概要</p> <p>国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、安全計画の策定や、自動車を運行する場合の利用者の所在確認を義務付けるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 送迎用自動車等を利用する乳幼児の見落としを防止する装置の設置を義務とする項目の新設について、ここ数年で起きた幼稚園等の園バスで置き去りになった事故を受け、国が動いて設置義務となったと思うが、本市で送迎用自動車等を利用している施設はあるのか。また、市内で置き去りや見落としの報告はあるか。</p> <p>答1 今回の条例改正の対象となるのは家庭的保育事業等と放課後児童健全育成事業等の施設だが、市内のどちらの施設も送迎用自動車による送迎は行っていない。今回の条例改正の対象外であるが、送迎用自動車を利用しているのは、市立の保育所、幼稚園にはなく、私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園は全14施設中、9施設である。市内で置き去りや見落としの事案の報告はなく、県で私立幼稚園にアンケート調査を行ったが、そちらでもそういった報告はないと聞いている。</p> <p>問2 条例項目の新設、一部改正により、市民の安心・安全性や利便性にどのような影響があるのか。</p> <p>答2 これまで学校保健安全法では幼稚園に安全計画の策定が義務づけられていたが、それ以外の保育所等の施設では国の基準として明確な位置づけがなかった。それが今回義務づけられたことにより、より安全に関する取組が明確になった。</p> <p>また、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的に実施することが明記され、事業者の取組内容が明確になった。そのほか、自動車を利用する際の園児や利用者の所在確認の実施が義務づけられ、より児童の安全を確保できる取組が期待されるようになった。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第31号 工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の締結について</p>
<p>議案の概要</p> <p>土砂災害特別警戒区域に指定されている市立長尾台小学校敷地内の西側法面に安全対策工事を実施するため、請負金額1億9,800万円で、株式会社アーデントを請負業者として工事請負契約を締結しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 音の出る工事は夏休み期間に行うということだが、それまで本当に授業など、子どもへの影響はないのか。</p> <p>答1 6月の運動会が終了する頃までは仮設や測量を行い、音の出る工事は夏休みに合わせている。仮設についても、設計段階で学校と協議し、仮設の足場には防音シートを張って音を和らげることとしている。また、工事用車両については歩車分離をし、ガードマンや交通整理員を配置する時期なども学校と協議をしている。</p> <p>問2 周辺住民への説明はどうなっているのか。</p> <p>答2 令和3年度から実施している工事の測量設計業務において、地盤調査等もあったため、西側斜面地に隣接する住民の皆様には事前に本工事の実施についてお知らせしている。また既に先行している斜面地の樹木伐採工事に関する周知もしている。保護者へは学校を通じて周知を図ってもらっており、今回、工事契約の締結が承認されれば、詳細の工程表、仮設計画等を作成し、改めて周辺住民や学校、保護者、まちづくり協議会をはじめとした関係地域団体等へ、工事周知文書等で周知を図る予定である。そのほか、要請があれば、工事説明会の開催等の対応も検討する。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

<p>議案番号及び議案名 議案第33号 権利の放棄について</p>
<p>議案の概要 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金貸付金の未償還債権について、債権回収が困難であることから、市が有する権利を放棄しようとするもの。</p>
<p>論 点 なし <質疑の概要> 問1 災害援護資金貸付金について、生活保護利用者が返済しているケースはなかったのか。 答1 生活保護利用者も、法令による償還免除に該当しない場合は償還してもらっている。今般の未償還債権のうち、借受人には生活保護利用者はいないが、相続人で償還している方の中に生活保護利用者がいる。ほかの相続人が免除要件に該当しないため免除の対象とならず支払いをしてもらっていたが、ここ2年以上支払いが滞り、債権回収困難の一例であった。納付が困難な方については、その都度納付相談を行うようにしている。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 なし</p>
<p>審査結果 可決（全員一致）</p>

令和5年第1回（3月）定例会 文教生活常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第43号 令和4年度宝塚市病院事業会計補正予算（第5号）	
議案の概要	
補正後の令和4年度宝塚市病院事業会計予算	
収益的収入及び支出	
病院事業収益の予定額	134億3,190万8千円(754万5千円増額)
病院事業費用の予定額	135億2,857万4千円(938万7千円増額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院事業収益においては、新型コロナウイルス感染症患者などに対応した医療従事者への防疫手当に係る職員手当の増額分の財源として、一般会計補助金を充てるため、他会計補助金を754万5千円増額するもの ・ 病院事業費用においては、新型コロナウイルス感染症患者などに対応した医療従事者への防疫手当に係る職員手当の増額、職員の退職時に兵庫県市町村職員退職手当組合に支払った特別負担金の会計間不均衡の解消のため、給与費を938万7千円増額するもの 	
資本的収入	
資本的収入の予定額	14億7,614万1千円(4億5,158万2千円増額)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院事業の兵庫県市町村職員退職手当組合への超過負担分に対する一般会計の負担分のうち、令和5年度から令和11年度までの7年度分を繰り上げて受け入れるため増額するもの 	
論 点	なし
<質疑の概要>	
問1	3月13日からマスク着用は個人の判断となる。3月から4月は人の移動も激しい時期であり、それに加え、マスクを外してよいとなると、新型コロナ感染拡大が懸念されるが、どうか。ワクチン接種も進んで、感染しても軽症で済むケースが多くなっているのか。
答1	この1年半で中等症以下、軽症の人が多くなっている。現状は治療の選択肢も増えたが、マスクをしなくてよいという国のコメントはあっても、医療者としては職場でも通勤途上でもマスク着用を励行したいと考えている。外来患者にも体温測定と院内でのマスク着用を励行していただくつもりである。
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

